

六厩クリーンセンター最終処分場整備事業（仮称）に係る環境影響評価方法書
に対する高山市の意見

意見等		
案件	六厩クリーンセンター最終処分場整備事業（仮称）に係る環境影響評価方法書	
項目	意見等	番号
項 全 体 事	「高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例」に基づき通知した「開発構想に対する意見の通知」（平成 31 年 4 月 25 日付け 30 都建大構第 6 号）記載の内容に配慮した対応をすること。	1
気 象	<p>計画地は、面積が広く、地形が複雑かつ標高差が大きいため、環境影響評価を正確に行うためには、計画地における気象観測、雨量調査、風向、風速の調査を、最低でも春夏秋冬の 1 年間観測することが必要である。</p> <p>また、悪臭、発生ガス、ダストなどは、上昇気流に乗って上空に拡散され、周辺地域に飛散することもあるれば、寒い日には地表面の温度が下がり、下降気流が発生し、地形に沿って固まって別荘地に舞い降りることも懸念される。</p> <p>よって、上昇気流、下降気流の発生状況、空気の流れなどを複数個所で計測し、悪臭等の拡散シュミレーションを行うこと。</p> <p>事業者の想定している気象台六厩観測所のデータでは、正確な分析が不可能である。</p>	2
	<p>地球温暖化による線状降水帯の発生など、過去の気象データでは対応不能の雨量が発生する確率が高くなっている。</p> <p>浸出水処理施設の処理能力、浸出水調整槽の設計に採用されている降水量、確率年、貯留槽の設計方法などを明確に示すこと。</p> <p>計画地は、市内でも雨の多い地域として知られており、豪雨災害の頻発する地域であること、埋立期間が 26 年にも及ぶことから、説明会で回答した 30 年確率の降雨強度でなく、100 年～200 年確率の雨量でも安全であると断言できる施設設計を行うべきである。</p> <p>以下事業計画書 No. 4-23 の記述</p> <p>「10 万㎡を超える浸出水処理施設を必要とし、現実的ではない」</p> <p>「埋立地を覆うことで集水面積を狭くすることは、構造計算の変更なく、簡単にできるため、浸出水調整槽容量を大きくするよりも、費用及び計画変更の容易性において利点がある。したがって、埋立区域を覆う（カバーリング）を検討する。」</p> <p>上記のとおり、設計では安全側に立たず、現実性、経済性、計画変更の容易性を優先していることが判明している。</p> <p>同規模の埋立処分場の浸出水処理施設に比べて、極端に規模が小さいと考えられる。</p>	3

	<p>廃棄物に被せる防水シート（キャッピング）によって浸出水発生量を減らし、浸出水処理施設の処理能力及び浸出水調整槽の大きさを減じている。</p> <p>シートの厚さは1mmであり、破ければ想定上の浸出水が発生し、処理施設で処理できないものが調整池を流下して六厩川に流出する。</p> <p>シートは、紫外線による劣化をはじめ、地震や豪雨の影響、カラスによる穴の発生も懸念される。</p> <p>さらに、廃棄物の分解でガスが発生するため、埋立終了直後にはシートは敷設できないのが常識である。</p> <p>シートによる集水面積の減、浸出水の減は実現できない。</p> <p>よって、現計画では浸出水の処理ができず、下流に有害物質を含む汚水が流出する可能性がある。</p>	4
大気汚染・温室効果ガス	<p>埋立処分場からは、温室効果ガスであるメタンガス（可燃性）のほか、石膏ボードなどにより猛毒である硫化水素の発生も予想される。</p> <p>また、埋立処分場で使用する重機、運搬する車両からも二酸化炭素のほか窒素酸化物、硫黄酸化物なども発生する。</p> <p>地球温暖化ガス等の発生量を算定し、環境への影響について評価すること</p> <p>さらに、現地の手つかずの天然林の伐採に伴うCO2吸収量の低下も算定すること。</p>	5
	<p>埋立処分場には、動物の死がい、汚泥、動植物性残さ、がれき類など多種多様な廃棄物が搬入され、長い時間を掛けて発酵が進む。</p> <p>悪臭、有害ガスの発生は必須であるため、埋立中の悪臭の拡散、運搬車両からの悪臭の拡散を環境影響調査で検証すること</p>	6
	<p>廃棄物を搬出入する車両の台数、大きさ、経路を示し沿道への振動、騒音、悪臭の影響などを検証すること。</p> <p>さらに沿線の農作物を調査し、影響を検証すること。</p>	7
	<p>事業計画地、地域住民（別荘地含む）、事業所など、風向特性等を踏まえて適切に調査地点を選定すること。</p>	8
水質・地下水	<p>六厩川下流の水質を保全するため処理施設からの排水は、六厩川に流さず下水処理場などにタンクローリーで運んで外部処理できないか検証すること。</p> <p>（富山県のアイザックが実際行っている方法）</p>	9
	<p>万が一、遮水シートに穴が開き、汚水が地下に流出した場合の検証が必要である。</p> <p>環境影響評価で地下水の流れについて調査し、万が一のケースの検証を行うこと。</p>	10
	<p>埋立処分場の下流には、別荘関係者の所有する井戸、取水設備があり飲用に利用している。</p> <p>周辺の利水状況を詳細に調査し、水質への影響、危険物質流出のリスク及びその時の対処法について検証すること。</p>	11
	<p>処分場の排水河川である六厩川では、溪流釣りが行われ多様な水生生物も生息している。</p>	12

	<p>水質の維持は言うまでもないが、生息のための維持流量の確保も必要である。</p> <p>洪水調整池によって、山に降る雨が留まり、洪水は起きないが流水の減少、藻類の発生など自然の営みの喪失による生態系の破壊が発生する。</p> <p>六厩川の現況流量調査を毎月行い、維持流量の考え方を示し、同時に生態系の調査と生態系保全のための対策を示すこと。</p>	
	<p>各務原市では、発がん性のある PFAS（有機フッ素化合物）による水質汚染が発生している。</p> <p>ダイオキシン、水銀、アスベスト、鉛などの重金属による水源汚染が発覚すると、被害が広範囲に及ぶだけでなく、物理的に除去することが困難であると考え、下流域に有害物質の流出が発生した場合の対処法を示すこと。</p> <p>また、下流域の住民、事業所、自治体などとの連携方法を示すこと。</p>	13
	<p>リニアのトンネル工事による瑞浪市の井戸水枯渇は、環境影響評価で予測できなかった事項であるが、環境影響評価によって事故・トラブルが防げるわけではない。</p> <p>想定外の事故等は発生しないと断言できるわけもないので、想定外の事故を防ぐための方策、リスクの分散・回避方法、異常事態に対する危機管理体制を示すこと。</p>	14
	<p>庄川は、古くは雄神川と呼ばれて、雄神庄川とも呼ばれていたことから、雄神が取れて庄川となった川である。</p> <p>多くのダムにより利水が行われ、山間部から広大な砺波平野の農地等を潤し、飲み水に使われ、下流域には白川郷、五箇山などの世界遺産を有するなど人々の生活・文化・産業を長く育ててきた「神の川」と言われている河川であること、現在の人々の生活に欠くことのできない河川であることの重みを念頭に、環境への影響について誠実に下流域の方々に納得される調査・説明を行うこと。</p> <p>富山県の神通川では、過去に上流部の神岡鉱山の排水に含まれていたカドミウムに起因するイタイイタイ病が発生したところである。</p> <p>自然環境を失うことの重大さと取り返しのつかない多大なるリスクを本計画は有していることを認識すれば、適地とは言えないはずである。</p>	15
	<p>事業の実施により、河川水量の増加、濁水の発生、地下水脈への影響が生じる可能性を考慮し、調査、予測、評価を行うこと。</p>	16
騒音	<p>事業計画地における工事期間及び施設完成後の騒音は当然のことながら、施設完成後の産業廃棄物運搬車両の往来により国道 158 号をはじめとする経路周辺の騒音についても適切に調査地点を選定すること。</p>	17
振動	<p>事業計画地における工事期間及び施設完成後の振動は当然のことながら、施設完成後の産業廃棄物運搬車両の往来により国道 158 号をはじめとする経路周辺の振動についても適切に調査地点を選定すること。</p>	18
地盤	<p>林地開発における基準のみでの予測、評価とせず、近年増加している台風や集中豪雨等の気象条件を考慮し、調査、予測、評価を行うこと。</p> <p>また、ボーリング調査の箇所に道路の盛土箇所を追加すること。</p>	19
	<p>当該地域は、東海北陸道の松之木パーキングエリア周辺において、豪雨によ</p>	20

	<p>る法面崩壊が発生するなど地盤がもろく崩れやすい。 詳細な調査により、性状を分析し、対策を講じること。</p>	
悪臭	<p>事業計画地、地域住民（別荘地含む）、事業所など、風向特性等を踏まえて適切に調査地点を選定すること。</p>	21
廃棄物	<p>説明会では、埋立終了後、廃棄物は土に還り、処分場に自然が戻るという発言があった。 埋立てられた水銀含有物、アスベスト、ダイオキシン、がれき類などはそれぞれ何年で土に還ると想定しているか。</p>	22
	<p>26年間の埋立終了後の浸出水処理施設の撤去、シート養生、定期的検査項目などの工程・内容を示すこと。</p>	23
	<p>最終処分場の廃止後は、維持管理行為が停止され、土地所有者（アルト）の管理は行いますが、通常の土地として利用されることは約束されるか。 廃棄物の分解、発酵、ガスの発生、不当沈下は何年で収束すると想定しているか。</p>	24
	<p>ダイオキシンなどの毒性の高いものは、キレートで固めて搬入することになるが、長い年月を経てキレートの分解が起こり、重金属類や有害物質が外部流出するという危険性はゼロであると断言できるか。</p>	25
	<p>受入する産業廃棄物に放射性廃棄物は含まれないが、放射性廃棄物の混入が完全否定できないことから、施設建設前と施設稼働後の比較を容易にするため事業計画地での調査を行うこと。</p>	26
地震	<p>牧ヶ洞断層からの水平距離 1 km 以内に 10 万 m³ 以上の盛土と洪水調整池が存在する。 1. 5 km の場所に浸出水処理施設及び最終処分場が存在する。 調整池、盛土など従来の設計基準で行った場合と牧ヶ洞断層への近接を考慮した設計を示し、地震に対する安全性が確保されていることを示すこと。 牧ヶ洞断層の影響をどう評価して設計にどのように反映しているか示すこと。震度及びマグニチュードによる評価を示すこと。 設計では、震度 5 弱の震度で計算しているとのことであるが、岐阜県統合型 GIS では、計画地付近は震度 6 強の揺れを想定している。</p>	27
	<p>南海トラフなど強力な地震の発生による長期的な揺れに対する安全性及び直下型のエネルギーの強い短期的な揺れに対するすべての構造物、盛土等の安全性を示すこと。 直下型の強い地震による構造物の性能低下が発生しても、生命、財産を守るための保有耐力度設計が行われていることを示すこと。</p>	28
	<p>事業計画書 No. 4 構 6-5~6-14 洪水調整池 A、B のコンクリート堰堤構造計算書では、牧ヶ洞断層から 1 km の場所であるにも関わらず、地震時の安定計算が行われていない。</p>	29
	<p>地震による地盤のずれを想定し、遮水シートが破れないことを明確にすること。 地盤のずれや崩れが生じて、シートに負荷が掛かった状態でどのくらい耐え</p>	30

	<p>られるか詳しく説明すること。</p> <p>埋立期間だけでなく、土中に有害物質が存在する数十年～数百年の間、遮水シートが健全な状態を保つことを証明すること。</p>	
盛土	<p>説明会では「阪神大震災や東北大震災においても近隣の最終処分場は機能不全に至った施設はない」と説明しているが、熱海では豪雨により人工的な盛土が崩壊による土石流が発生し、多くの人命が奪われた。</p> <p>別荘地の上流に計画されている盛土の安定については、生死に関わることであり、豪雨や地震に対して十分な安全性が必要である。</p>	31
	<p>【旧事業計画書】</p> <p>No. 4 構 2-1 (2) 土捨場盛土法面安定計算</p> <p>イ. 検討結果 ケース 1-1 大規模地震時 (締固め度 80%)</p> <p>設計震度 0.25 最小安全率 1.102 要求安全率 1.2 安全性 ×</p> <p>【現事業計画書】</p> <p>No. 4 構 2-1 (2) 土捨場盛土法面安定計算</p> <p>イ. ②検討結果 ケース 1 大規模地震時/低水位</p> <p>設計震度 0.15 最小安全率 1.497 要求安全率 1.2 安全性 ○</p> <p>上記のとおり、旧計画書では、安全率が基準以下で安全性×になっているが、現計画書では、設計条件を変えて安全率が基準以上として安全性○としている。</p> <p>同じ盛土の安定計算で、設計条件を任意に変更して安全性が確保されているという計算を出す業者の設計は信用できない。</p>	32
	<p>高低差 100m 以上、26 年間に亘り、2,434,073 m³の廃棄物を積み上げる計画である。</p> <p>大量に積み上げられた廃棄物を盛土と見なして、滑り崩壊が起きることがないか安定計算を行っている。</p> <p>盛土安定計算を行うために、廃棄物を同等の性質を有する土砂として計算モデルを設定している。</p> <p>土砂として計算するために、設計者独自の理論によって内部摩擦角、粘着力などの土質定数を蓄積された廃棄物に対して一律の数字を採用し、安定計算を行っている。</p> <p>しかしながら、廃棄物には汚泥、プラスチック、コンクリート、動物の死がい、紙くず等千差万別であり、混合したとしても一律の内部摩擦角や粘着力を適用して安定計算を行えるものではないと考える。</p> <p>計算書において、安定とするための土質定数を採用するのではなく、確実に安全であることを証明するために、廃棄物の実体に近い土質定数を設定して安定計算を正確に行う必要がある。</p>	33
	<p>盛土の安定計算モデルを正確に設定するためには、上述のとおり土質定数、土質区分、締固め度、水位、地震時の水平力を算出する水平震度などの設定が重要である。</p> <p>現地では固い岩塊が多く掘削されると想定されるが、塊となって掘削される</p>	34

	<p>岩塊を土砂のように一律の締固めして盛土ができるという設定に現実性がない。(No.4 構 1-1 埋立廃棄物 13.5KN/m³、粘着力 17.0KN/m²、内部摩擦角 40°)</p> <p>また、盛土の安定に大きく影響する水の影響が計算に反映されないように、水位を意図的に下げていることも不可解である。(No.4 構 2-52 ほか)</p> <p>さらに、地震の影響を盛土に作用させる設計水平震度についても、牧ヶ洞断層に近接した 10 万 m³ のモデルとして計算する方法として、下流の人命に鑑みれば十分な安全を確保しているとは言えない。</p>	
	<p>行われている盛土の安定計算では、水位線を外すように崩壊線がひかれている。(No.4 構 2-52 ほか)</p> <p>豪雨が続き、盛土中に湧水が溜まった状態となれば、盛土崩壊が発生し、大災害が発生するのではないか。</p>	35
	<p>盛土部と覆土置場は、岐阜県のホームページで確認すると土砂災害特別指定区域(レッドゾーン)に指定されている。</p> <p>レッドゾーンに指定されている危険な傾斜地に大量の土砂を堆積することは、大災害につながると考えられる。</p> <p>対策をどのように講じるか示すこと。</p>	36
	<p>盛土の途中段階、廃棄物の埋立途中段階、工事中における安全性を確認するため、主要な段階における安定計算を行う必要があるが、計算は完成形でしか行われていない。</p>	37
	<p>盛土安定計算を有識者に確認している。</p> <p>事業計画書 N0.2-14 (1) 京都大学防災研究所 斜面災害研究センター長 教授 釜井 俊孝様への確認は、取り下げられた事業計画書を令和元年 10 月 30 日に確認しているもので、現計算書の確認ではない。</p> <p>また、意見書にある「安定計算そのものには問題がないと判断します」はどうか解釈すればいいのかも不明である。</p> <p>熱海市の人工盛土が土石流となって大災害が発生していることから、再度、学識経験者の意見を聞いて、回答を示すこと。</p>	38
	<p>熱海の土石流災害以降、盛土規制が厳格化されたと認識しているが、計画地は盛土規制区域になっているのではないか。</p> <p>最新の盛土規制法に対する施設の対応を示すこと。</p>	39
	<p>当該地は、豪雪地帯であり特に六厩は極寒の地として有名である。</p> <p>構造物や盛土に乗る雪荷重を設計ではどのように考慮しているか示すこと。</p> <p>北海道で実績があるという回答では、科学的な根拠にならない。</p>	40
	<p>冬期の埋立作業の手順を示すこと。</p> <p>廃棄物の中に雪や氷が混入すれば、冬期は凍結・融解を繰り返し、春になって気温が上がれば地盤沈下が発生することは明白である。</p> <p>廃棄物と土を一定程度の締固め度を保って積み上げることは、六厩地区では不可能である。</p>	41
	<p>計画に採用している降雨量、確率年、採用数字、設計基準及び地震の影響に用いている係数、各計算ケースにおける水位の設定などを整理して示すこと。</p>	42

	<p>盛土の安定、廃棄物の安定に影響を及ぼす地質、土質定数を整理して示すこと。</p> <p>設計で採用した数的根拠を合理的に説明すること。</p>	
景観	<p>別荘地であるケベックの森境界付近から最終処分場施設が直接視野に入らない計画であることを示すこと。</p> <p>特に、洪水調整池の壁が見えないということをわかりやすく CG などで示すこと。</p>	43
動植物・生態系	<p>生態系の保全の観点から、貴重な動植物の存在を見逃すことのないよう調査すること。</p> <p>地元では、貴重な猛禽類であるフクロウがいたという証言もあるため、地元の人々から十分な聞き取りを行って、敷地面積にこだわらず、調査範囲を拡大してすべての動植物調査を実施すること。</p> <p>また、手つかずの森の伐採影響について専門家などの意見を聞いて生態系保全を図ること。</p>	44
	<p>事業計画地には、国特別天然記念物「ニホンカモシカ」、国天然記念物「ヤマネ」「イヌワシ」が生息している可能性があるため、環境影響評価項目に「文化財」を選定し、「動物」と同様の環境影響要因の調査等を行うこと。</p> <p>現地の人から「クマタカ」を見たという証言があるため、調査を行うこと。</p>	45
	<p>計画地は、ユネスコエコパーク指定地であり、終の棲家を求めて退職金を投じて別荘を購入した方々もいる、森、川、魚、鳥、動物、空気など都会の喧騒を離れて体の健康を維持するために休息に来るかけがえのない場所であることに配慮して、環境、生態系への影響について十分な調査・検討及び審議をお願いします。</p> <p>もし、産業廃棄物最終処分場ができることになれば、別荘としての資産価値は暴落し、転売することもできず、住み続けることもできない、下流域の人口も減少することなど社会的影響の大きさも考えていただきたい。</p> <p>また、数百年にわたり築かれてきた六厩の歴史を閉ざすことや失われた自然は決して元に戻せないことを忘れないでいただきたい。</p>	46
	<p>産業廃棄物最終処分場には、動物の死がいなど行き場のないごみが大量に搬入されることになるが、そのことでカラスが集まり、ハエ、昆虫、害虫なども発生する。</p> <p>別荘地の近郊がそのような状態になることを環境影響調査では防ぐことができない。</p>	47
	<p>国天然記念物のほか、モモンガ、アジメドジョウ、イモリ、モリアオガエル、ギフチョウ、ヘビトンボなどの絶滅危惧種の調査、保護を精緻に行うこと。</p>	48
	<p>レッドデータで純絶滅危惧種のコケイランや近県で絶滅危惧Ⅰ類とされるオオヤマサギソウといった希少植物が存在することから、調査、保護を精緻に行うこと。</p>	49
<p>六厩川には、イワナ、ヤマメ、アジメドジョウ、カジカなどが多数生息しており、イワナの安定した繁殖をもたらす優良な産卵場所として大切に保護され</p>	50	

	<p>ている。蛍の生息も確認されている。</p> <p>アジメドジョウ、カジカは繁殖保護のため、禁漁区に設定している。</p> <p>六厩川は、魚類の保護、繁殖のための河川であり、漁協関係者にとって重要な漁場であり、守るべき重要な漁場であることを重視していただきたい。</p>	
活動の場 触れ合い	<p>事業計画地には、自然を求めて当地に滞在する多くの別荘が隣接しているため、環境、景観への影響がどの程度になるのか十分検討すること。</p>	51
維持管理	<p>竣工後の水質調査の内容、場所、頻度、基準値を示すこと。</p> <p>水銀、鉛など汚水に含まれる有害物質の個別含有量等調査を行うこと。</p> <p>自主管理値、資格者要件、検査のチェック体制、検査値の公表の有無について示すこと。</p>	52
	<p>洪水調整池の維持管理計画について</p> <p>No. 4 流 5-2⑧堆砂容量の算定によると、計算で算定された堆砂容量は 21,453.4 m³/年となっているが、年6回浚渫するものとして採用値は 3,580 m³/年と 1/6 になっている。</p> <p>年6回浚渫することを完全履行する確約はあるか</p> <p>住民にすれば、年6回浚渫しないと調整池が溢れ、下流に想定以上の流水が流れ、被害が発生する。</p> <p>常に、そのことを心配して、浚渫を確認することは住民には不可能である。</p> <p>よって、計算で必要となった堆砂容量を調整池に確保すること。</p> <p>加えて、調整池に計画されている浚渫で利用する管路道路の縦断勾配は 20% であり、タイヤのダンプトラックの進入は不可能である。</p> <p>浚渫しないと洪水調整容量が確保されないばかりか、排水孔が詰まり、溜まった砂や水の応力でコンクリートのダムが転倒する危険性さえある。</p>	53
	<p>盛土部と覆土置場は谷筋が異なるため、調整池が必要である。</p> <p>横引の導水管で配水を洪水調整池 B に流入させるとしているが、導水管に流木や土砂が詰まると水が溢れて、盛土の崩壊を誘発する。</p> <p>仮に盛土や覆土が流出した場合、相当する堆積物の体積が下流域の別荘や河川、集落の区域にどの程度拡散するか影響を平面で示すこと。</p>	54
	<p>搬入道路の入口付近を流域とする開発区域の面積は約 4 ヘクタールであるが、洪水調整池の計画がない。</p> <p>1 ヘクタールを超える開発地には、下流河川の流下能力に応じて洪水調整池が必要であり、ない場合は災害を誘発する。</p> <p>放流先である六厩川には、1/30 確率であっても洪水時の流下能力は確保されていない。</p> <p>洪水調整池を設けないことについて、河川管理者である岐阜県の土木事務所と協議を行うこと。</p>	55
	<p>洪水調整池の必要な容量が確保されていることを示すこと。</p> <p>どの程度の雨に対応できるようになっているか示すこと。</p>	56
	<p>洪水調整池の下流には、流路工が計画されていない。</p> <p>処分場から排出される処理水は、えん堤下流に浸み込むことになる。</p>	57

	<p>流路工を計画し、六厩川に確実に流下させる必要がある。</p>	
	<p>処分場入口の市道の橋梁の耐荷重性能はT-14（14 t 荷重）である。 産廃を運ぶトレーラーの総重量を 14 t 以下とすること。 大型のトレーラーが何十台も通過した場合、橋の耐久性に影響が及ぶと考えられる。</p>	58
	<p>搬入道路の計画基準を林道規定 1 級 2 車線道路としている。 県及び住民等による視察、火災、事故、災害時で搬入道路を利用することがある。 冬季の除雪計画を示すこと。 冬季の堆雪帯により幅員が狭くなることも念頭に、搬入道路の拡幅、片勾配、曲線長、曲線半径、縦断勾配、縦断曲線長、それぞれの擦付図を示すこと。 また、現地の土質は法面崩壊を起こしやすいという認識であるので、法面の安定化方針、排水計画も同じく示すこと。</p>	59
	<p>説明会では、「施設の安全性には万全を期するため安全である」と言っていたが、万が一の場合の危機管理体制や BCP 計画などは策定されないのか。</p>	60
	<p>周辺住民への影響の大きい産廃搬入車両の増加に伴う県道の交通安全対策についても検証し、入口の右折車線を含む道路改良について、道路管理者である岐阜県と十分に協議すること。</p>	61
	<p>6 月 30 日の説明会は、質疑応答の時間が少なかった。 疑問点の解消や不安の払拭のために、十分な議論の場を設けていただきたい。 また、疑問点が多く投げかけられたことから、回答をしていただきたい。 この状況で、環境影響評価を開始することについては、およそ関係住民の理解が得られない。 説明会の開催について弁護士は、県と協議すると述べたが、なぜ開催されないのか理由を説明していただきたい。</p>	62
その他	<p>事業計画書、方法書等の縦覧期間が短く、大量の事業計画書に目を通すことができなかった現実がある。 説明会ではダウンロードの要請もあったが、何の回答もない。 環境影響評価は、「事業者が社会に公約するものである」という観点から、関係住民等に対して、常に見られるようにしておきべきだと考えるが、見られると困るのか、でなければ堂々とホームページで公表すべきである。</p>	63
	<p>説明会でも弁護士が話すことが多く、事業者の真意や合意を得る努力が見えなかった。 アルト自身生の声を聞かないと受け入れできるかどうかの判断もできない。 アルトの事業計画を聞きに来ているのに、弁護士しか話さないということでは、地元との距離が縮まることはない。</p>	64
	<p>富山県で説明会を行うことは、義務ではないが、この事業に不安を抱き、心配している庄川下流の富山県民に対して説明する予定はないか。</p>	65
	<p>「最終処分場の設置許可には、地元住民などを含む関係住民の同意は必要ない」とこれまでも主張されているが、今もその考えに変わりはないか。</p>	66

46,000人の反対署名をどのように捉えているか説明していただきたい。	
<p>地元の同意や理解が得られなければ、建設しないと約束することはできないか。</p> <p>同意なしで強行突破するは避けていただきたい。</p>	67
<p>仮に事業を行うのであれば、安全対策、騒音、悪臭、視察などについて、地元町内会などと協定を締結するようお願いしたい。</p>	68
<p>アルトが理念とするSDGsなど地球環境を大切にす思想と産廃を最終処分場の土中に長期に亘り残置することは、全く符合しないと考えるが見解を示すこと。</p>	69
<p>見解書において「住民の反対意見のみで取り下げることは、全国に迷惑となる前例を作ることとなり、引き下がれない」と回答をしている内容を詳しく示すこと。</p>	70
<p>見解書において「産業廃棄物最終処分場は地元にもメリットをもたらす」と回答しているが具体的なメリットを示すこと。</p>	71
<p>市の条例に基づく見解書において、有害物質として規定されているクロムは、人体にとって必須元素であることに加え、カドミウム、鉛も人体にとって必須元素かもしれないという見解は変わってないか。</p>	72
<p>同じく見解書において、一定濃度以下のメチル水銀であれば、毎日摂取しても中毒量に達することはないという見解及び水銀のようにある程度人体に含まれており、無作用量と呼ばれる濃度の範囲では、中毒や致死に至ることはありませんという見解についても変わってないか。</p>	73
<p>アルトは、従来より産業廃棄物最終処分場の建設地を探してきたところ、荘川町六厩が適地として選定され、計画を進めてきたと述べている。</p> <p>どのような根拠に基づき適地であると判断したか示すこと。</p> <p>また、廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領（2010改訂版）P51の表2.3-2を根拠とするならば、その評価に準じて六厩が最も優れていることを明確に示すこと。</p> <p>また、その評価の内訳とこれまで適地候補となった地点より上回っているという根拠を同じ評価基準で比較して示すこと。</p>	74